

令和 8年度 実施設計書 (当初)

所長 建設企画課長 河川港湾課長 道路課長 河川砂防担当係長 道路担当係長 河川砂防担当 設計者 検算員									
工 事 番 号	越道維第9号他								
工 事 名	土木施設年間維持工事								
河川名、路線名等	(主) 大西波止浜港線 他								
工 事 箇 所	今治市 波方町樋口 他								
設 計 金 額	円	変更による増減額			円				
	円								
入札に附すべき金額	円	変更による増減額			円				
	円								
請 負 代 金 額	円	変更による増減額			円				
	円								
変更請負代金額 計 算 式	(当初請負代金額) × (変更入札に附すべき金額) (当初入札に附すべき金額)								

工 事 概 要	今 回		
	道路維持補修工事 4路線 L=18.8km		
	河川維持管理工事 2河川 L=4.5km		
	砂防施設維持工事 10箇所(砂防3急傾斜7)		
起 工 理 由 または 変 更 理 由			
事 務 所 名	今治土木事務所	単 価 地 区	今治 (0 8)
単 価 使 用 年 月	令和 8年 1月	歩 掛 適 用 年 月	令和 8年 1月
基 準 適 用 年 月	令和 8年 1月	適 用 工 種	道路維持工事
調 整 区 分	単独		

設計内訳書 (越道維第9号)

工事名		土木施設年間維持工事				事業区分・修繕 道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
道路維持								
道路維持工事			式	1				
道路維持工			式	1				
道路維持工			式	1				
道路パトロール			式	1			内 1号	
崩土撤去			式	1			内 2号	
緊急現地調査			式	1			内 3号	
倒木撤去			式	1			内 4号	
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員			式	1			内 5号	
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				

設計内訳書 (越道維第9号)

工事名		土木施設年間維持工事				道路維持・修繕 道路維持			
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	事業区分 工事区分	金額	摘要	
運搬費									
建設機械運搬費			式	1					内 6号
安全費			式	1					
木製工事用看板			基・月	12					単 1号
共通仮設費（率計上）			式	1					
純工事費			式	1					
現場管理費			式	1					
工事原価			式	1					
一般管理費等			式	1					
工事価格			式	1					
消費税額及び地方消費税額			式	1					
工事費計			式	1					

設計内訳書 (越河維第3号他)

工事名		土木施設年間維持工事				事業区分 工事区分			河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
河川維持										
工河川維持工			式	1						
河川維持工			式	1						
点検・巡視			式	1			内 7号 平日昼間			
河川補修工			式	1			内 8号 平日昼間			
直接工事費			式	1						
共通仮設			式	1						
共通仮設費			式	1						
安全費			式	1						
木製工事用看板			基・月	12			単 2号			
共通仮設費（率計上）			式	1						
純工事費			式	1						
現場管理費			式	1						

一式当り内訳書

一式当り内訳書									
内 1号		道路パトロール		条件			名称・規格		
単位		式		数量		単価		金額	
単位		式		数量		単価		金額	
数量		式		数量		単価		金額	
1		式		数量		単価		金額	
土木一般世話役				人					
土木一般世話役				人					
土木一般世話役				人					
普通作業員				人					
普通作業員				人					
普通作業員				人					
ライトバス運転				時間				単 3号	
合計									

一式当り内訳書

一式当り内訳書										単価使用年月			
										歩掛適用年月			
										労務調整係数			
										単位	式	数量	1
内 2号		崩土撤去		条件			名称・規格			金額		摘要	
土木一般世話役							人						
土木一般世話役							人						
普通作業員							人						
普通作業員							人						
バックホリ運転							時間					単 4号	
バックホリ運転							時間					単 5号	
ダンプトラック運転							時間					単 6号	
ダンプトラック運転							時間					単 7号	
		合計											

一式当り内訳書

緊急現地調査				単位使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
				単位	式	数量
内 3号	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額
土木一般世話役			人			
土木一般世話役			人			
土木一般世話役			人			
合計						
				1		摘要

一式当り内訳書

一式当り内訳書											
内 4号		倒木撤去									
		名称・規格		条件		単位		数量		単価	
								金額		摘要	
土木一般世話役						人					
土木一般世話役						人					
普通作業員						人					
普通作業員						人					
トラック[クレーン装置付き]運転						時間				単 8号	
トラック[クレーン装置付き]運転						時間				単 9号	
処分費(t)						t		3		単 10号	
合計											

一式当り内訳書

内 5号	交通誘導警備員	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	単位使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
								単位	式	数量
								1		
								摘要		
	交通誘導警備員B			人	6					
	合計									

一式当り内訳書

内 6号	建設機械運搬費	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	単位使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数		
								単位	式	数量
								1		
								摘要		
	貨物自動車運賃			台	4					
	合計									

一式当り内訳書

一式当り内訳書										
内 7号	点検・巡視	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	単位		1
								式	数量	
河川管理施設等パトロール		時間						単 11号		
合計										

越道維第9号		数 量 集 計 表				[当初]	
名 称 ・ 規 格		計 算 式	数 量	積算 数量	単位	摘 要	
道路維持			施工地域区分		一般交通影響有り(1)-1		
道路維持工事							
道路維持工							
道路パトロール		=	1	1	式		
崩土撤去		=	1	1	式		
緊急現地調査		=	1	1	式		
倒木撤去		=	1	1	式		
仮設工							
交通管理工							
交通誘導警備員		=	1	1	式		
共通仮設							
共通仮設費							
運搬費							
建設機械運搬費		=	1	1	式		
安全費							
木製工事用看板		=	12	12	基・月		

道路パトロール（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役	平日昼間	人	0.375	
土木一般世話役	平日時間外	人	0.250	
土木一般世話役	休日昼間	人	0.125	
普通作業員	平日昼間	人	0.375	
普通作業員	平日時間外	人	0.250	
普通作業員	休日昼間	人	0.125	
ライトバン運転	二輪駆動	時間	6.000	燃料、機械損料含む

崩土撤去（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役	平日昼間	人	0.500	
土木一般世話役	休日昼間	人	0.500	
普通作業員	平日昼間	人	1.250	
普通作業員	休日昼間	人	1.000	
バックホウ運転	山積0.13m3・平日昼間	時間	4.000	運転手、燃料、機械損料含む
バックホウ運転	山積0.13m3・休日昼間	時間	4.000	運転手、燃料、機械損料含む
ダンプトラック運転	2t積・平日昼間	時間	4.000	運転手、燃料、刃代損耗費、機械損料含む
ダンプトラック運転	2t積・休日昼間	時間	4.000	運転手、燃料、刃代損耗費、機械損料含む

緊急現地調査（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役	平日昼間	人	0.125	
土木一般世話役	平日時間外	人	0.375	
土木一般世話役	休日昼間	人	0.125	

倒木撤去（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役	平日昼間	人	0.125	
土木一般世話役	休日昼間	人	0.250	
普通作業員	平日昼間	人	0.200	
普通作業員	休日昼間	人	0.250	
トラック〔クレーン装置付き〕運転	ベーストラック4～4.5t積・吊能力2.9t・平日昼間	時間	1.000	運転手、燃料、機械損料含む
トラック〔クレーン装置付き〕運転	ベーストラック4～4.5t積・吊能力2.9t・休日昼間	時間	2.000	運転手、燃料、機械損料含む
処分費	伐採樹木（幹）	t	3.000	

交通誘導警備員（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
交通誘導警備員B	平日昼間	人	6.000	

建設機械運搬費（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
貨物自動車運賃	8t、20kmまで	台	4	

越河維第3号他		数 量 集 計 表				[当初]	
名 称 ・ 規 格		計 算 式	数 量	積算 数量	単位	摘 要	
河川維持							
河川維持工							
河川維持工							
点検・巡視		=	1	1	式		
河川補修工		護岸補修を想定 =	1	1	式		
共通仮設							
共通仮設費							
安全費							
木製工事用看板		=	12	12	基・月		

点検・巡視（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
河川管理施設等パトロール	平日昼間	時間	3.000	ライトバン運転含む

河川補修工（1式当り）				
名称	条件	単位	数量	摘要
土木一般世話役	平日昼間	人	1.000	
普通作業員	平日昼間	人	1.000	
再生クラッシャーラン	RC-40	m3	1.000	
生コンクリート	18-8-25(20)	m3	1.000	

今治土木事務所発注工事共通特記仕様書

R7.11

第 1 条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、愛媛県土木部発注工事特記仕様書（以下「土木部特記仕様書」という。）によらなければならない。

なお、土木部特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

[https:// www.pref.ehime.jp/page/8440.html](https://www.pref.ehime.jp/page/8440.html)

第 2 条 本工事について、土木部特記仕様書第 2 条第 2 項に定める特記仕様書の適用は、次の表のとおりとする。

特記仕様書			対象	対象外
総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書			☐	☒
余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書			☐	☒
愛媛県土木部発注工事における ICT活用工事特記仕様書	ICT土工 (1000m3以上)	発注者指定型	☐	☒
		受注者希望型	☐	
	ICT土工 (1000m3未満)	受注者希望型	☐	
	ICT作業土工 (床掘工)	受注者希望型	☐	
	ICT舗装工	発注者指定型	☐	☒
		受注者希望型	☐	
	ICT舗装工・修繕工	受注者希望型	☐	
	ICT法面工	受注者希望型	☐	☒
	ICT擁壁工	受注者希望型	☐	☒
	ICT地盤改良工	受注者希望型	☐	☒
	ICT基礎工	受注者希望型	☐	☒
	ICT河川浚渫	受注者希望型	☐	☒
	ICT構造物工 (橋梁上部)	受注者希望型	☐	☒
	ICT構造物工 (橋脚・橋台)	受注者希望型	☐	☒
	ICTコンクリート堰堤工	受注者希望型	☐	☒
週休 2 日確保工事の試行に関する特記仕様書		発注者指定型	☐	☒
快適トイレの設置に関する特記仕様書		発注者指定型	☐	
		受注者希望型	☒	
CCUS活用モデル工事特記仕様書			☐	☒
情報共有システム試行工事に係る特記仕様書		発注者指定型	☐	
		受注者希望型	☒	
愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書			☐	☒
数量算出資料の省略に関する特記仕様書			☐	☒
熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書			☒	☐
J ークレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書			☐	☒
現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書			☒	☐
猛暑日を考慮した工期延長の試行に関する特記仕様書			☐	☒

第 3 条 受注者は、建設副産物の搬出並びに建設発生土及びその他の資材の搬入にあたっては、別表 1 及び別表 2 によらなければならない。

別表1（第3条）

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。	
(1) 土砂（流用）	住所及び工事名 未定 県発注工事を想定 受入れ時間 AM9:00～PM5:00
(2) 土砂（処分）	愛媛県の許可を受けた特定事業場等（下記参照） 【愛媛県HP】 特定事業場 : https:// www.pref.ehime.jp/page/9736.html 管理型処分場 : https:// www.pref.ehime.jp/page/9773.html （処分方法が“埋立”又は“管理型埋立”であり産業廃棄物の種類が“汚泥”の処分場に限る） なお、積算上は次の場所を見込んでいる。
該当なし	
2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所に搬出すること。	
(1) コンクリート塊	該当なし
(2) アスファルトコンクリート塊	該当なし
(3) 建設発生木材	住所及び営業所名 今治市喜田村4丁目5-27 今治加工株式会社(今治事業所) 受入れ時間 AM9:00～PM5:00
(4) 建設汚泥	該当なし
(5) その他	該当なし
※上記1の（2）で積算上見込んでいる場所と2については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。	

別表2（第3条）

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。	
(1) 土砂	該当なし
(2) その他	該当なし

年間維持工事特記仕様書

（工事の目的）

第1条 受注者は、監督員その他発注者が認めた職員（以下「監督員等」という。）の指示により、設計図書に示す県管理施設の安全性を確保し、又は機能若しくは性能の維持を図るために維持管理や補修等の工事を行なうものとする。

（パトロールの実施等）

第2条 受注者は、監督員等からパトロールの指示があった場合は、安全を確認したうえで、速やかにパトロールを行い、その結果を監督員等に報告するものとする。

また、異常気象等に伴い県管理施設に異常が発生する恐れがある場合は、監督員等と協議し必要に応じパトロールを実施する。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、〇〇市（町）において震度5弱の地震が発生した場合は、直ちにパトロールを行い、その結果を速やかに監督員等に報告するものとする。

3 前二項に規定する報告については、パトロール実施後、その結果を電話、メール又はFAX等により速やかに監督員等に連絡し、遅延なく「パトロール日誌」（参考様式1）を作成し、監督員に提出するものとする。

4 受注者は、「パトロール日誌」（参考様式1）に次の事項を記載するものとする。

- 一 工事番号
- 二 パトロール実施日、曜日、天候
- 三 パトロール実施者名・会社名
- 四 パトロールの区間・箇所・施設名等
- 五 パトロールの時間
- 六 パトロールの内容
- 七 発注者の指示事項等

（作業の実施）

第3条 受注者は、監督員等からの指示に基づき作業を行い、作業完了後、作業内容を監督員等に報告するものとする。

2 受注者は、監督員等の指示により、緊急な作業が必要な場合は、安全を確認したうえで、速やかにその作業に着手するものとする。

3 受注者は、第1項の規定にかかわらず、第三者被害が発生するおそれがあり緊急な作業が必要となる県管理施設の異常を確認した場合は、自主的に第三者の立ち入りを防止する等の応急措置を講ずるとともに、直ちに監督員等に報告するものとする。

4 第1項及び前項に規定する報告については、作業完了後、作業内容を電話、メール又はFAX等により速やかに監督員等に連絡し、遅延なく「作業実績報告書」（参考様式2）を作成し提出するものとする。

5 受注者は、「作業実績報告書」（参考様式2）の作成にあたり、次の事項を記載するものとする。

- 一 工種
- 二 作業実施日、曜日
- 三 作業に要した作業員の種別、編成及び作業時間

四 材料の種類、規格及び数量

五 作業機械の規格、編成及び時間

六 その他作業実績がわかる数量等

なお、実施した作業内容は、別表 1 にある作業区分、作業時間帯により 5 区分に分けることとし、作業実績報告書へ実施作業時間等を記入するものとする。

(工程表の省略)

第 4 条 受注者は、契約書第 3 条の規定にかかわらず、工程表の提出を省略することができる。

(施工計画書の提出)

第 5 条 受注者は、愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。） 1－1－1－4 の規定によるものとする。

(県管理施設の新設・撤去記録の保存)

第 6 条 受注者は、標識(案内、警戒、規則)、各種照明灯、反射鏡の新設もしくは撤去を行った時には、別途、監督員が指示する様式に必要事項を記入の上、完成写真(電子媒体)を工事完成時に提出するものとする。

(その他)

第 7 条 本契約額は、概算であるため契約額が増減する場合がある。

別表－ 1

作業区分		作業時間帯	
1	平日昼間	月曜日～土曜日	8：00～17：00
2	平日時間外	月曜日～土曜日	5：00～ 8：00 17：00～22：00
3	平日深夜	月曜日～土曜日	22：00～ 5：00
4	休日昼間	日曜日	5：00～22：00
5	休日深夜	日曜日	24：00～ 5：00 22：00～24：00

注) 国民の祝日に関する法律により定められた「国民の祝日」に作業を行った場合は、平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。

年末年始の期間については、12 月 29 日から 1 月 3 日までの間に作業を行った場合は平日時間外又は平日深夜として取り扱うものとする。ただし、当該期間中の日曜日に作業を実施した場合は、休日として取り扱うものとする。

参考様式 1

パ ト ロ ー ル 日 誌

課長	係長	担当				工事番号		
						実 施 日 天 候	平成 年 月 日 ()	
パトロール 実施者名						会社名		
パトロールの区間・箇所等						パトロール時間		
施設名等						作業区分	作業時間帯	時間数
						1. 平日昼間	: ~ :	
						2. 平日時間外	: ~ :	
						3. 平日深夜	: ~ :	
						4. 休日昼間	: ~ :	
						5. 休日深夜	: ~ :	
					合 計			
区 分	点 検 内 容					指 示 事 項		
						(指示者名 :)		
						(指示者名 :)		
						(指示者名 :)		
						(指示者名 :)		

※パトロールの状況写真及び異常箇所の状況写真を添付すること。

作業実績報告書

工種:道路パトロール(○人体制) 1回あたり 実施日:○月○日(△曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
道路パトロール	ライトバン	時間	0		平日・時間外 7:00~8:00
		時間	0		平日・昼間 8:00~9:00

工種:側溝等清掃 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
普通作業員		人	0.00	○人×○時間/○時間	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
バックホウ運転	平積○m3(山積○m3)	時間	0	運転手は除く	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)
ダンプトラック運転	○t積	時間	0	運転手は除く	平日・昼間 8:00~17:00(休憩1時間)

工種:緊急現地調査 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 1:00~3:00

工種:倒木撤去 1回あたり 実施日:△月△日(○曜日)~△月○日(△曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
土木一般世話役		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・昼間 21:00~22:00
			0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 22:00~24:00
普通作業員		人	0.00	○人×○時間/○時間	休日・昼間 21:00~22:00
			0.00	○人×○時間/○時間	休日・深夜 22:00~24:00
トラック(クレーン付き)運転	○t積△t吊	時間	0	運転手は除く	休日・昼間 21:00~22:00
			0	運転手は除く	休日・深夜 22:00~24:00
処分費	倒木	t	0	○○リサイクル	

工種:建設機械運搬 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
貨物車運搬	○t車 ○km	回	0		-

工種:大型土のう設置 実施日:△月△日(○曜日)

工種	規格	単位	数量	備考	作業時間
大型土のう	1t土のう	袋	0		平日・昼間 8:00~12:00

災害対策基本法に基づく車両移動に関する特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、大規模災害の発生や大雪等により、放置車両や立ち往生車両によって緊急通行車両が通行する最低限の空間が確保されておらず、被災現場までのルートを確認するための措置として、各地方局建設部長、各土木事務所長が災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行い、道路啓開を行う場合に適用する。

2. 啓開作業の内容

受注者は、災対法第76条の6の措置を委託された者として、発注者に代わり以下の啓開作業を行うことができるが、発注者の指示により行うものとする。

（1）指定道路区間の周知

立て看板（様式1）を設置する。設置場所は発注者の指示による。

（2）車両等の移動

① 運転者への命令による移動

災対法に基づく措置であることを説明した上で、運転者に対し命令内容を伝える。説明等の方法は、書面（様式2）の配布とするが、口頭（様式3）で行うことも可能とする。

運転者への命令の内容としては、以下の措置を想定している。

- ・道路の左側、歩道への移動
- ・車間を詰める、空いたスペースへの移動
- ・沿道の空き地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の撤去、再積載

② 道路管理者による車両等の移動

道路管理者は、次の3つのケースにおいて、①記載の措置を行うことができる。受注者は、これらに該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、車両移動等の措置を行うものとする。

（i）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

運転者等は車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等を想定する。

繰り返し移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行う。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（ii）運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

運転者等が車両等から離れており、所有者によって車両等の移動ができない場合等を想定する。

運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等の所定の手続きを行い、移動を行う。

- (iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

車両等が連担し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等を想定する。

その場合は、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知し、移動を行うものとする。通知方法は、書面（様式4）を配布するものとするが、時間がないときは口頭によるもののみでも差支えない。

（3）車両等を移動した際の掲示

運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両を移動する場合は、移動した車両等に移動理由、連絡先等を掲示（様式5）するものとする。

なお、一定距離以上（原則として50m以上）車両等を移動させた場合または道路外への移動の場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示（様式6）するものとする。

（4）車両等の移動記録

受注者が車両等を移動する場合は、記録票（様式7）を作成するとともに、移動の前後の状況を写真又はビデオ等に記録すること。（破損に対する補償を行う際等の資料として必要となる。）

また、当該記録については、盗難等の問合せへの対応などに必要であるため、発注者に対し速やかに提出するものとする。

（5）土地の一時使用

道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、災対法第76条の6第4項に基づきその必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとされている。上記に該当すると判断される場合は、発注者と相談のうえ、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。

他人の土地の一時使用等は、これによる所有者及び使用者の損失や影響が最小限となるよう行わなければならない。

対象となる民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明（様式8）するものとする。

所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由・連絡先等を掲示（様式9）する。

民地の一時使用等を行った場合は、事後に補償が必要となる場合もあるため、記録票（様式10）を作成するとともに、一時使用場所の使用前後の写真等の記録を残しておく。

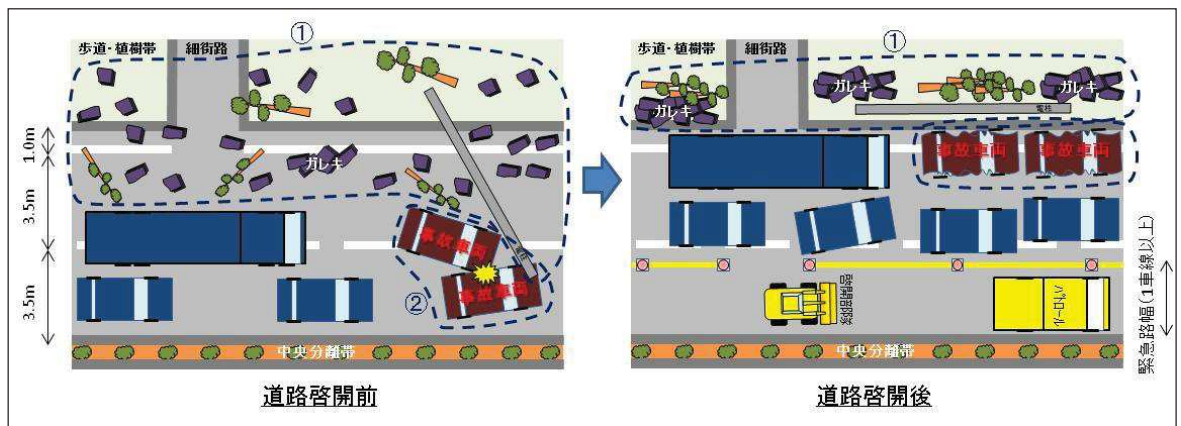
3. 車両移動命令及び車両移動措置に際しての手順及び留意事項

(1) 車両移動のオペレーション

移動については、以下を参考とし、現場にて判断する。

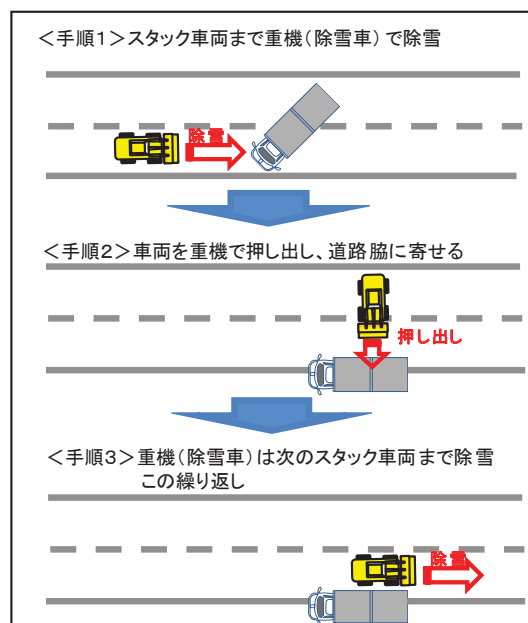
○大規模災害を想定したオペレーション

- ・緊急通行車両の通行のため、1車線以上を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



○大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



(2) やむを得ない限度の破損

車両等の移動の際には、必ず発注者と相談すること。

車両等移動に伴い生じるやむを得ない限度の破損は、

- ・ ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破損
- ・ 重機で持ち上げる際の擦り傷や凹み
- ・ 駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損

等が想定される。

「やむを得ない限度の破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。

なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損個所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置をすること。

(3) 損失補償

啓開作業に伴い生じる以下の損失（やむを得ない限度の破損に限る。）については、その補償手続きを含め発注者が対応する。該当事案が発生した場合は速やかに発注者へ報告するものとする。

- ・ 破損車両に係る補償
- ・ 土地の一時使用に係る補償
- ・ 竹木等の処分に係る補償

(4) 車両等の移動時におけるトラブル対応等

車両等の移動方法は、現場での対応者が判断することとなるが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、発注者に相談して実施するものとする。

なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、発注者に連絡し対応を相談するほか、必要に応じ、警察に通報する等の対応を行うものとする。

(5) その他留意事項

レッカー車やホイールローダなどによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないよう行う必要がある。トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じ、注意して移動を行うものとする。ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

4. 啓開作業に係る身分証明書

発注者からの指示等において当該特記仕様書に基づく啓開作業を行う場合は、発注者が付与する身分証明書（様式 11）を携行するものとする。

5. 啓開作業に係る費用

啓開作業に要する費用は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

(様式 1)

緊急通行車両の通行 のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行止め

ご協力をお願いします

愛媛県今治土木事務所
問い合わせ先：(0898)23-2500 (代表)

緊急通行車両の通行 のため作業実施中

県道〇〇線
〇〇～〇〇は

車両の移動等を行う区
間に指定されています

通行ご遠慮ください

ご協力をお願いします

愛媛県今治土木事務所
問い合わせ先：(0898)23-2500 (代表)

(様式 2)

令和〇年〇月〇日

運転手各位

愛媛県東予地方局
今治土木事務所長

災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の
規定に基づく移動命令について

この道路は、災害のため、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記の通り、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。

緊急車両の通行のため、速やかに車両を指定区間以外の場所か職員の指示する場所に移動してください。

記

指定理由：緊急通行車両の通行確保のため

担 当 ： 東予地方局今治土木事務所管理課
電話番号：(0898) 23-2500 (代表)

(様式 3)

車両移動命令を行う際の発言例

- ・ 愛媛県今治土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ この道路は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに車両を指定区間の外か、〇〇に移動してください。

※ 移動の指示は、現場の状況により、歩道上、道路左側に寄せる、前の車両との車間を詰める等とする。

災害対策基本法に基づく車両の移動について

- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、車両の移動が必要です。
- ・ 当方により移動を行いますので、車両から離れてください。

愛媛県東予地方局
今治土木事務所長

問い合わせ先
愛媛県今治土木事務所管理課
電話番号：(0898) 23-2500(代表)

(様式 5)

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：—

移動車両：車名 ナンバー

愛媛県今治土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県今治土木事務所管理課

電話番号：(0898) 23-2500 (代表)

(様式 6)

災害対策基本法に基づく 車両の移動について

緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法 76 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり車両の移動を行いました。

記

移動日時：○月○日 ○○時

移動先：○○○○

移動車両：車名 ナンバー

愛媛県今治土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県今治土木事務所管理課

電話番号：(0898) 23-2500 (代表)

(様式 7)

車両移動記録票

措置実施場所	県道〇〇線 (〇〇市〇〇町〇〇地先)
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所 (〇〇) に移動 (使用重機 : 除雪ドーザ)
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者 (〇〇建設(株))

状況写真	
移動前	
移動後	

記入者	〇〇建設(株) 〇〇
-----	------------

(様式 8)

民地の一時使用等を行う際の発言例

- ・ 愛媛県今治土木事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。
- ・ 県道〇〇線の〇〇から〇〇の間は、災害対策基本法により、車両の移動等を行う区間に指定されました。
- ・ 緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両等を移動していることですが、その移動先がないことから、〇〇の土地を一時的に使用させていただきます。

災害対策基本法に基づく 土地の一時的使用について

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法 76 条の 6 第 4 項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：○月○日 ○○時

利用目的：放置車両の保管

愛媛県今治土木事務所長

問い合わせ先

愛媛県今治土木事務所管理課

電話番号：(0898) 23-2500 (代表)

(様式 10)

土地の一時使用記録票

措置実施場所	県道〇〇線 (〇〇市〇〇町〇〇地先)
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者 (権利者)	調査中
現在の用途	貯木場跡
作業実施者	〇〇建設 (株)
連絡先	愛媛県今治土木事務所管理課 TEL: 0898-23-2500 (代表)

状況写真	
使用前	
使用后	

記入者	〇〇建設 (株) 〇〇
-----	-------------

発行番号：第〇号

身 分 証 明 書

会社名：〇〇〇〇(株)

住 所：〇〇〇〇

上記の者は、■■に基づき、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の措置を行うことを委託した者であることを証明する。

有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日

発行日：〇〇年〇〇月〇〇日

発行者：愛媛県今治土木事務所長

印

■■の例

(災害の場合) 〇道維第〇号(国) 〇号道路維持工事 工事請負契約

(大雪の場合) 〇冬対第〇号(国) 〇号冬期路面对策工事 工事請負契約

電子納品に関する特記仕様書

第1条（適用）

本工事は、電子納品の対象外工事とする。

第2条（工事完成図書の提出）

工事完成図書は、紙媒体で提出する。

【越道維第9号他】 (旧波方町)



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R3JHs963